

平監第 39 号
令和5年10月18日

平川市長 長尾 忠行 様

平川市監査委員 鳴海 和正

平川市監査委員 小田桐 正和

定期監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定に基づきその結果を報告する。

記

第1 監査の概要

1 監査の実施日

令和5年10月3日から同月6日まで

2 監査の対象（実施順）

碓ヶ関中学校、碓ヶ関小学校、猿賀小学校、平賀東中学校、竹館小学校、平賀東小学校、小和森小学校、大坊小学校、柏木小学校、平賀西中学校、尾上中学校、松崎小学校、金田小学校

3 監査の範囲

令和4年度における下記の項目について、関係書類の照合、検査、現場確認を行うとともに、説明者からの聴取により監査を実施したものである。

- (1) 財務事務、就学援助費・就学奨励費に関する事務の執行状況
- (2) 給食費（教職員のみ）に係る通帳等の保管状況
- (3) 薬品、備品、施設設備の管理状況

第2 監査の結果

財務事務の執行等については、適正に処理されているものと認められたが、請求書の納品月日及び請求月日の記載漏れについては解消していただきたい。

文書收受簿及び文書発送簿については、担当者氏名及び決裁印の漏れを解消していただきたい。

各小学校における遊具の点検結果報告を見ると、使用不可となっている遊具があったことから、安全確保のため予算等の配慮が必要と思われる。

また、消防訓練については、消防計画に定めている訓練回数に比し実施回数が少ない学校があることから、災害等に対する備えや意識を高める努力をしていただきたい。

薬品については、施錠された保管庫に適正に保管されており、台帳への残量記載がされていたが、保管庫内の整理整頓と廃棄処分等、さらなる適切な薬品の管理をお願いします。

新規購入図書については、利用しやすくするために既存図書との混在を避けるようにしていただきたい。

なお、各学校とも監査関係書類が整理されていることと立ち会い職員の明確な説明を受けたことで、監査時間の短縮が図られ詳細審査が可能であった。